

平成 31 年 3 月 12 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成31年3月12日(火)、午前9時30分 久留米市農業委員会総会を久留米商工会館 5階 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案とおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄 委員
2番	池田 清茂 委員
3番	池田 龍子 委員
4番	石井 孝雄 委員
5番	稲富 克紀 委員
6番	上村 孝二 委員
7番	内田 洋一 委員
8番	緒方 義範 委員
9番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 誠一 委員
11番	古賀 喜治 委員
12番	坂井 康孝 委員
13番	平 壯一 委員
14番	田 中 文 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富松 隆晴 委員
19番	日比生和雄 委員
20番	深川 嘉穂 委員
21番	松延 洋一 委員
22番	馬渡恵美子 委員
23番	森崎 康洋 委員
24番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は無し。

事務局の出席者は10名である。

事務局 おはようございます。定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。3月の総会の開催にあたりご報告をいたします。本日は現員数23名全員の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立をしております。
それでは、会長よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、1ページをお願いいたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転 東部地域、1番から9番までの9件です。
2ページをお願いいたします。
西部地域、10番から4ページ18番までの9件です。
なお、2ページ審議番号10番および、3ページ11番は農家創設による関連案件となります。
以上、1番から18番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ただいま事務局からの説明が終わりました。
本議案の審議番号10番、11番は新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告をお願いいたします。それでは、報告をお願いいたします。

担当委員 審議番号10番ならび11番の新規就農の件につきまして、2月19日、担当の農業委員と農地利用最適化推進委員・並びに農業委員会事務局職員において、ヒヤリングを実施しましたので報告いたします。
申請人 ****は現在大牟田市草木に住んでおり、今回荒木町の農地を売買で取得して農業を始める予定です。営農計画は水稻、トマト、菊芋を作られるとのことですが、現在荒れている農地ですので、本格的な収穫は3年後を予定しているとのことでした。農業経営は、実家が農家であり、幼い頃から手伝っていたため経験はあるとのことでした。今後は大木町で農業をしている、兄に相談しながら、農業をして行くとのことでした。

農機具については、田植機・耕運機・トラクター・軽トラック・コンバインを所有してあります。ヒヤリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、今後の活動も見込めるものと考えられます。また、3月4日に行われた、西部審査会においてもヒヤリングの結果について報告を行い、問題無いと判断されております。

以上、審議番号10番ならびに11番について報告を終わります。

議 長 以上で報告終わりました。
皆さんから質疑がございましたら、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
「第1号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員の挙手により「第1号議案」は可決されました。
つづきまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、5ページをお願いいたします。
「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

1番 申請地 北野町大城 田 2筆計 991㎡

申請理由 申請地に農業用倉庫を建築および露天駐車場・農業用資材置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会より報告をお願いいたします

審 査 会 それでは、審議番号1番でございます。地図も1番でございます。

転用目的は、農業用倉庫の建築および露天駐車場・農業用資材置場として利用するものです。

申請地は、善導寺保育園から北東へ約 1.1km、大城小学校から南東へ約 800mのところでございます。

農地区分については、10ha 以上の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下や溜桝を通じて北側水路へ放流されます。

汚水につきましては、汲み取りとなります。

被害防除につきましては、北側・西側は既設の L 型擁壁を利用し、南側は法面施工、東側はコンクリートブロック塀を新設することにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

この申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、1 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題無いものと判断したところでございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方はお願いをいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
「第 2 号議案」についての賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員の挙手により「第 2 号議案」は可決をされました。
つづきまして、「第 3 号議案 農地転用計画変更承認申請について」で、ございますが、次の「第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」と、関連のある案件でございますので、「第 3 号議案」と「第 4 号議案」を一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、6 ページをお願いいたします。
「第 3 号議案 農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1 番 1 件です。

1 番 申請地 田主丸町益生田 田 7 筆計 6,405 m²

申請理由 転用目的・転用面積および施工期間を変更するものです。

変更内容 建売住宅(14 戸)から建売住宅(24 戸)に、面積を 3,599 m²から 6,405 m²に、施工期間を平成 30 年 12 月 21 日から平成 31 年 12 月 31 日だったものを許可日から平成 33 年 2 月 28 日に変更するものです。

こちらにつきましては、平成 30 年 12 月 21 日付けで 5 条許可がなされたものです。「第 4 号議案 6 番」と関連案件となります。

7 ページをお願いいたします。

西部地域 2 番から 4 番までの 3 件です。

2 番 申請地 安武町住吉 田 118 m²、および安武町住吉 田 17 m²

申請理由 転用事業者および転用目的を変更するものです。

変更内容 1660 番 1 については、事業主を****から****へ、転用目的を露天駐車場から自己用住宅に変更するものです。

また、1660 番 2 については、事業主を****から****へ、転用目的を露天駐車場から自己用住宅に変更するものです。

こちらにつきましては、平成 29 年 4 月 10 日付けにて、5 条許可がなされたものです。

「第 4 号議案 11 番、12 番」と関連案件となります。

3 番 申請地 城島町江上上 田 3 筆計 935 m²

申請理由 転用事業者および転用目的を変更するものです。

変更内容 事業主を****から****へ、転用目的を露天資材置場から貸露天資材置場に変更するものです。

こちらにつきましては、平成 30 年 12 月 11 日付けにて、5 条許可がなされたものです。

「第 4 号議案 13 番」と関連案件となります。

4 番 申請地 三瀨町西牟田 畑 283 m²

申請理由 転用事業者および転用目的を変更するものです。

変更内容 事業主を****から****へ、転用目的を貸家住宅から自己用住宅に変更するものです。

こちらにつきましては、昭和 62 年 12 月 19 日付で、5 条許可がなされたものです。「第 4 号議案 17 番」と関連案件となります。

8 ページをお願いいたします。

「第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1 番から 9 ページ 7 番までの 7 件です。

1 番 申請地 善導寺町飯田 田 2 筆計 1,294 m²

申請理由 申請地を取得し、露天資材置場・駐車場として利用するものです。

2 番 申請地 善導寺町木塚 畑 249 m²

申請理由 申請地を取得し、事務所併用住宅を建築するものです。

3 番 申請地 田主丸町豊城 田 140 m²

申請理由 申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4 番 申請地 田主丸町殖木 田 854 m²

申請理由 申請地を取得し、貸露天資材置場として利用するものです。

5 番 申請地 田主丸町益生田 田 323 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9 ページをお願いいたします。

6 番 申請地 田主丸町益生田 田 4 筆計 2,806 m²

申請理由 申請地を取得し、建売住宅(24 戸)を建築するものです。

こちらにつきましては、「第 3 号議案 1 番」と関連案件となります。

7 番 申請地 田主丸町益生田 畑 258 m²

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域 8 番から 12 ページ 18 番までの 11 件です。

8 番 申請地 荒木町白口 田 247 m²

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

9 番 申請地 藤山町 畑 274 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

10 番 申請地 安武町武島 田 2,100 m²

申請理由 申請地を取得し、自動車販売展示場および露天資材置場として利用するものです。

10 ページをお願いいたします。

11 番 申請地 安武町住吉 田 118 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

こちらにつきましては、「第 3 号議案 2 番」と関連案件となります。

12 番 申請地 安武町住吉 田 17 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

こちらにつきましては、「第3号議案 2番」と関連案件となります。

13番 申請地 城島町江上上 田 3筆計 935 m²

申請理由 申請地を取得し、貸露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

こちらにつきましては、「第3号議案 3番」と関連案件となります。

14番 申請地 三潞町田川 田 412 m²

申請理由 申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11ページをお願いいたします。

15番 申請地 三潞町田川 田 353 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

16番 申請地 三潞町田川 田 1,971 m²

申請理由 申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

17番 申請地 三潞町西牟田 畑 283 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

こちらにつきましては、「第3号議案 4番」と関連案件となります。

12ページをお願いいたします。

18番 申請地 三潞町玉満 田 3筆計 1,510 m²

申請理由 申請地を取得し、宅地分譲(7区画)を行うものです。

なお、11ページ、審議番号16番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。「第3号議案」につきましては、「第4号議案」のなかで合わせてお願いをいたします。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

担当委員 はい、それでは、東部審査会からまいります。
審議番号1番です。地図は6番でございます。

転用目的は、露天資材置場・駐車場として利用するものです。

申請地は、善導寺小学校から北東へ約 240m、善導寺保育園から南西へ約 200mのところでございます。

農地区分は、本件は 2 筆の農地が申請地となっております、東側の農地は、市街化区域からおおむね 500m 以内の農地であり、農地の広がりも 10ha 未満ですので、第 2 種農地と判断しております。西側の農地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で 500m 以内に小学校と保育園がある農地ですので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下となります。

汚水・生活雑排水につきましては、発生をいたしません。

被害防除につきましては、北側・東側では既設の L 型擁壁を利用し、南側・西側については、既設のコンクリートブロック塀を利用することにより土砂の流出を防ぐ計画でございます。

つぎに審議番号 2 番にまいります。地図は 7 番です。

転用目的は、事務所兼住宅を建築するものです。

申請地は、善導寺小学校から西へ約 700m、道の駅くるめから北へ約 730mのところでございます。

農地区分は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域で 500m 以内に 2 つの病院がある農地ですので、第 3 種農地に該当します。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して北側市道の側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側市道に埋設されている公共下水道に接続されます。

被害防除につきましては、西側・南側にはコンクリートブロック塀を新設し、道路に面する北側・東側は縁石を新設することにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに審議番号 3 番です。地図は 8 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸総合支所から西へ約 1km、田主丸中学校から南西へ約 800mのところでございます。

農地区分は、10ha 以上の農地の広がりがある農地ですので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して東側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている公共下水道に接続されます。

被害防除につきましては、西側・南側にコンクリートブロック土留めを新設することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

つぎに審議番号 4 番です。地図は 9 番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

申請地は、田主丸総合支所から東へ約 850m、田主丸駅から北東へ約 1.2kmのところ
です。

農地区分につきましては、田主丸総合支所からおおむね 1km以内、宅地化率 43%の農
地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により南側に新設する溜柵を通じ既存の排水管で
南側の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生をいたしません。

被害防除につきましては、北側・西側・東側にコンクリートブロック擁壁を新設すること
により土砂の流出を防ぐ計画でございます。

つぎに審議番号 5 番です。地図は 10 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸駅から南へ約 1.1km、水縄小学校から北西へ約 1kmのところに位置
しています。

農地区分は、10ha 以上の農地の広がりがある農地ですので、第 1 種農地に該当しま
すが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該
当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を通じ北側の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設されている公共下水道に接続され
ます。

被害防除につきましては、水路のある北側は L 型擁壁を新設し、南側・東側はコンクリ
ートブロック積を設置することで土砂の流出を防ぐ計画です。

つぎに審議番号 6 番です。地図は 11 番です。

転用目的は、建売住宅(24 戸)を建築するものです。当初の計画では、1 期に 2 期に分
かれており、昨年度 12 月の総会において、1 期分の建売住宅(14 戸)を建築することを
転用目的としての許可を受けていましたが、今回 2 期分も含めて改めて申請を行うも
のです。

申請地は、田主丸駅から南へ約 900m、水縄小学校から西へ約 1kmのところござい
ます。

農地区分は、田主丸駅からおおむね 1km以内、宅地化率 41%の農地でありますので、
第 2 種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、新設する道路側溝を経由して、西側及び東側の水路へ放流
されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている公共下水道へ接続さ
れます。

被害防除につきましては、L型擁壁およびコンクリートブロック擁壁を新設しまして、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに審議番号7番です。地図は12番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸駅から南西へ約1.4km、水縄小学校から西へ約1.4kmのところ です。

農地区分は、10ha以上の農地の広がりがある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して、西隣の譲渡人である父親の敷地内水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されている公共下水道に接続されます。

被害防除につきましては、北側には既設の石垣積を利用し、東側・西側はコンクリートブロック擁壁を新設することにより、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。

以上、7件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえまして、書類審査を行いました。問題無いものと判断しておりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

担当委員 つづきまして、西部審査会より審議番号8番について、説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR荒木駅から北西へ約400m、白鳥保育園から南東へ約500mのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に保育園と病院がある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜桝を設置して、西側の水路に排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、新設するコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号9番について、説明いたします。地図ナンバーは14番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、久留米工業大学から南東へ約400m、野添総合診療病院から南へ約500m

のところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの病院がある農地でありますので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、溜桝を設置して南側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、新設するコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号10番について、説明いたします。地図ナンバーは15番です。

転用目的は、自動車販売展示場および露天資材置場として利用するものです。

申請地は、安武小学校から北に約300m、西鉄安武駅から西へ約1.6kmのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、新設するU字溝を経由し水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号11番について、説明いたします。地図ナンバーは16番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、松岡病院から東へ約300m、安武小学校から南へ約1kmのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に病院と保育園がある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して南側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、新設するコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号12番について、説明いたします。地図ナンバーは17番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、松岡病院から東へ約300m、安武小学校から南へ約1kmのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に病院と保育園がある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して南側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、新設するコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 13 番について、説明いたします。地図ナンバーは 18 番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

申請地は、三潞高校から南東へ約 1.4km、江上小学校から北東へ約 1.4kmのところを位置します。

農地区分については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を設置して北側の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 14 番について、説明いたします。地図ナンバーは 19 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄三潞駅から東へ約 1km、十連病院から西へ約 800mのところを位置します。

農地区分については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して北側の道路側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、新設するコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 15 番について、説明いたします。地図ナンバーは 20 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄三潞駅から北東へ約 800m、三潞小学校から東へ約 1kmのところを位置します。

農地区分については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を設置して南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して南側の水路へ排水されます。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 16 番について、説明いたします。地図ナンバーは 21 番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、西鉄三潯駅から北東へ約 1km、十連病院から北西へ約 1kmのところに位置します。

農地区分については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により、南側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 17 番について、説明いたします。地図ナンバーは 22 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR 西牟田駅から北西へ約 1km、十連病院から南東へ約 700mのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内の農地以外であって、甲種農地、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地ですので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を設置して西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して西側の道路側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 18 番について、説明いたします。地図ナンバーは 23 番です。

転用目的は、宅地分譲(7 区画)を行うものです。

申請地は、西鉄犬塚駅から北へ約 300m、三潯中学校から南へ約 500mのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下により、北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して北側の道路側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、新設するコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、11 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 全ての報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。なお、採決にあたりましては、「第 3 号議案」、「第 4 号議案」に分けて、採決をいたします。それでは、「第 3 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員の挙手により「第 3 号議案」は可決されました。
つづきまして、「第 4 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員の挙手により「第 4 号議案」は可決されました。
なお、審議番号 16 番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。
つづきまして、「第 5 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の 13 ページをお願いいたします。
「第 5 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

第 3 区 1 番 2 番の 2 件です。

1 番 申請人 北野町八重亀 * * * *、経営面積 28,649 m²
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2 番 申請人 北野町稲数 * * * *、経営面積 92,239 m²
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終らせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第 5 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員の挙手により「第 5 号議案」は可決されました。
つづきまして、「第 6 号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題と
いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の 14 ページをお願いいたします。
「第 6 号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促
進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので
付議いたします。

第 1 区 1 番から 3 番までの 3 件です。

1 番 所在地 荒木町荒木 田 2,311 m²、推進機構への売り渡しとなります。

2 番 所在地 荒木町白口 田 5 筆および畑 2 筆、藤光町 田 2 筆の 9 筆計 9,663
m²、推進機構からの買い入れとなります。

3 番 所在地 大橋町合楽 田 1,680 m²、推進機構からの買い入れとなります。

15 ページをお願いいたします。

第 3 区 4 番 5 番の 2 件です。

4 番 所在地 北野町大城 田 1,945 m²、推進機構からの買い入れとなります。

5 番 所在地 北野町中川 田 2,769 m²、推進機構への売り渡しとなります。

第 4 区 6 番 7 番の 2 件です。

6 番 所在地 城島町下青木 田 1,686 m²、推進機構からの買い入れとなります。

7 番 所在地 城島町六町原 田 2,905 m²、推進機構への売り渡しとなります。

16 ページお願いいたします。

第 5 区 8 番 9 番の 2 件です。

8 番 所在地 三瀨町玉満 田 1,118 m²、推進機構からの買い入れとなります。

9 番 所在地 三瀨町西牟田 田 3 筆計 4,886 m²、推進機構からの買い入れとなります。

以上、1 番から 9 番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条 第 3 項の各号の要件を満たしているものと判断いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。「第 6 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員の挙手により「第 6 号議案」は可決されました。
よって、久留米市長あて通知をいたします。
つづきまして、「第 7 号議案 農地法施行規則第 17 条 第 2 項の規定に基づく別段の面積の設定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の 17 ページをお願いいたします。
「第 7 号議案 農地法施行規則第 17 条 第 2 項の規定に基づく別段の面積の設定について」、空き家に付属する農地指定申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1 番 1 件です。

1 番 所在地 北野町中川 畑 171 m²、別段面積 1.71a です。地図ナンバーは 24 番

になります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第7号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員の挙手により「第7号議案」は可決をされました。

ひきつづきまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条 第1項 第7号の規定による届出の受理の専決について
報告第2号 農地法第5条 第1項 第6号の規定による届出の受理の専決について
報告第3号 農地法第18条 第6項の規定による通知について

事務局の説明は省略をいたします。

議 長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。
従いまして、報告事項 第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。
次にお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、
その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。
ご異議ありませんでしょうか。

「異議無しの声」

議長 異議なしと認めます。よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会議規則 第10条 第2項の規定により

11番 古賀 喜治 委員

23番 森崎 康洋 委員をお願いをいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。